

平成24年10月

お知らせ

平素は大阪信用金庫をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

さて、このたび警察庁より各金融機関に対し、普通預金や当座預金等の新規口座開設時に下記のとおり、対応するよう要請がありました。

つきましては、お客さまにはご不便・ご迷惑をお掛けいたしますが、趣旨をご理解のうえご了承を賜りますようお願い申し上げます。

金融機関をご利用の皆様へ

警察庁

現在、警察庁では、振り込め詐欺、利殖勧誘事犯(注)やヤミ金融の被害を防止するため、振り込め詐欺、利殖勧誘事犯及びヤミ金融に利用された口座に係る情報を金融機関に提供しています。

また、金融機関には、口座開設に来られた方が当該情報に該当した場合には、口座開設をお断りするとともに、必要に応じて(振り込め詐欺及びヤミ金融に利用された口座については必ず)警察署に通報するようお願いしています。

金融機関利用者の皆様におかれましては、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

(注) 未公開株、社債、外国通貨の取引、ファンドへの投資の勧誘や、これらの投資被害の救済を装って現金をだまし取るなどの犯罪